令和3年度版 浜田市男女共同参画推進計画(第3次) 浜田市DV対策基本計画 年次報告書

浜 田 市

浜田市は、平成17年10月1日の市町村合併に伴い、浜田市男女共同参画推進条例を即日施行し、男女共同参画社会の実現に努めてきました。私たち一人ひとりが、互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員として、共に認め合い、個性や能力を十分発揮できるまちをつくるため、「浜田市男女共同参画推進計画」、「浜田市男女共同参画推進計画(第2次)-浜田市DV対策基本計画-」を策定し、広報・啓発活動に取り組んできました。

平成26年12月には、「男女共同参画に関する市民の意識・実態調査」を実施しました。 その結果、前回の調査に比べて、男女共同参画意識の数値の変動が若干あったものの、 まだまだ浸透しているとはいえない状況です。

近年では、異性や配偶者に対する暴力が深刻化するなど、被害者の保護は緊急性を求められ、被害者やその家族の安全性を確保するため、情報管理には最新の注意を払うとともに、根絶に向けた認識を深める啓発活動を行い、関係機関との連携による効果的な被害者支援などの整備を行う必要があります。

また、東日本大震災では、被災地において、救助・救援、消火活動及び復旧・復興等の担い手として多くの女性が活躍しました。しかし、一方では、避難所の運営等において女性の視点に立った対応が充分ではなかったなど、様々な課題が明らかとなり、男女共同参画の視点での対応が必要と考えられます。

これらのことを踏まえ、仕事、家庭、地域に積極的に参画する機会が確保され、共に 社会を支えていく男女共同参画社会実現が一層高まるよう、「浜田市男女共同参画推進 計画(第3次)-浜田市DV対策基本計画-」を策定しました。

この報告書は、浜田市男女共同参画推進条例第17条に基づき、男女共同参画の推進に 関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものです。

浜 田 市

第	第1章	-	施	策の	)実	施	伏	況																	
	I	個人	<b>の</b> :	尊崩	女の	確.	<u>\</u>	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	1
	П	社会	:制	度•	慣	行(	の.	見ī	直〕	し	と;	意	識	汝	革	•	•	•			•	•	•	•	7
	Ш	政策	• ]	方金	†決	定	過	程~	~(	かっ	男	女	共	司	参	画	か	推.	進	•	•	•	•	•	11
	IV	家庭	• ;	地垣	友•:	職	場	122	おり	ナ	る	男	女	共	同	参	画	の:	推	進	•	•	•	•	14
	V	国際	社	会を	: 視	野(	に	入為	hi	E.	男	女	共	司	参	画	か	推.	進	•	•	•	•	•	22
第	;2章	1	計	画の	推	進																			
	1	推進	体	制の	)整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	2	市民	· :	事業	<b>纟者</b>	等	ا ح	のì	車担	隽	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	3	玉•	県	等と	つ	連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	浜田	市男	女	共同	同参	画	推	進化	本制	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	数值	[目標	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	審議	会等	<b>の</b>	女性	きの	登	用:	率	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
資	料編	î																							
	浜田	市男	女	共同	多	画	推	進	条位	列	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
	浜田	市男	女	共同	多	画	推	進	委員	∄:	会:	規	則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
	浜田	市男	女	共同	多	画	推	進i	車組	各:	会	議	設	置	要	綱	•	•	•	•	•	•	•	•	36
	浜田	市男	女	共同	司参	画	に	関	す	る:	苦	情	処	理	要	綱	•	•	•	•	•	•	•	•	39
	男女	:共同	参	画推	進	計	画	Ž	数值	直	目	標	及`	び	実	績	表	(	過:	去(	6年	Ξ)			41

# 第1章 施策の実施状況

### 基本目標 I 個人の尊厳の確立

日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、すべての基本的人権は、性別に関わらず 保障されています。

また、男女共同参画社会基本法においても、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」となっています。

しかし、市民の意識・実態調査では「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」「家事・介護は女性がした方が良いと思う」の問いに、どちらも半数以上が否定的である反面、「自治会などの代表は男性」「女性は気配り」「男性の決断力」「子育ては母親」という性別的な役割を肯定する意見が5割以上を占めています。このアンケート結果を見てみると、今だ男女ともに、意識の中の固定観念が残っている状況や環境です。

また、近年ではセクシュアル・ハラスメント(※1)、ドメスティック・バイオレンス(DV)(※2)、デートDV(※3)、ストーカー行為(※4)などの男女間の暴力が社会問題化しています。性別に起因するこれらの問題は、あまりに日常的な要素があることから気づきにくく、個人の問題として表面化しにくいところに問題の深刻さがあります。暴力は重大な人権侵害であり早急な対応が必要です。

そのためには、人権尊重の意識と環境づくり、性別に起因する暴力の根絶への体制強化、男女がその個性と能力を十分発揮し、健やかに生活できる環境づくりに取り組む必要があります。

<u>(※1) セクシュアル・ハラスメント</u> 相手の嫌がる性的な言葉やふるまいによって、仕事がしづらくなったり、働きにくくなること。

<u>(※2) ドメスティック・バイオレンス (DV)</u> 配偶者やパートナーなど密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・言葉の暴力・社会的暴力など暴力全体のこと。

(※3) デートDV 交際中の若いカップルの間で起こる暴力のこと。

<u>(※4) ストーカー行為</u> 特定の人に対する好意の感情、またはその好意がかなわなかったことに対する怨念の感情によりつきまとい、まちぶせ、押しかけや無言電話などをする人のこと。

「つきまとい等」

- ①つきまとい. 待ち伏せ. 押しかけ
- ②監視していると告げる行為
- ③面会・交際の要求
- ④ 乱暴な言動

- ⑤無言電話、連続した電話、ファクシミリ
- ⑥汚物などの送付
- ⑦名誉を傷つける
- ⑧性的しゅう恥心を害する行為

# ① 人権尊重の意識づくり

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
講会、・の関係を	<ul><li>・男、意識はいるのない</li><li>・男、意識演し</li><li>はゆりをら高い</li><li>はかりで</li><li>はかりで</li><li>はかりで</li><li>はいるのない</li><li>はいるのない</li><li>はいるのない</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li><li>はいるのは</li></ul>		・職員、保護者、社会教育関係者、事業所職員、行政及び市民が一堂に 会し、人権・同和問題や人権・同和教育、啓発について認識を深めるとともに、人権尊重のまちづくりへ向けた実践力を培うことを目的として開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場制限とzoomによるリモート講演とした。開催時期:令和3年8月20日開催場所:石央文化ホール参加対象:幼稚園・小学校・中学校の教職員、市民講師:木村泰子さん(大阪市立大空小学校 初代校長)演題:「人権って何?	継続	
音の推		人権同和教育啓 発センター	・浜田市ホームページに人権教材として貸出用の図書、DVD、ビデオテープの一覧表を掲載した(在庫の整理と一覧表の更新)。また、西部人権センターの貸出図書やライブラリーについて案内するなど、情報提供を行った。	継続	

# ② 人権尊重の環境づくり

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	・企民政強登組ワす権くす。で、市行をのたト進人で、関一の、意や化との努地体プ連女識ネをで環めまたで環め、調性しッ推、境ま	人権同和教育啓 発センター	・関係機関へパンフレット等を提供し、情報の共有を図った。 ・各審議会への女性委員の登用を呼びかけた。	継続	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	人権同和教育啓 発センター	・男女共同参画推進委員(サポーター) に県のサポーター養成講座を積極的に受講してもらい、知識と能力の向上に努めた。 ・まちづくりセンター職員にサポーター就任してもらい、まちづくりセンターとの連携の基礎作りに努めた。 (サポーター12名中4名就任) ・瀬戸見文化センターで「生き活き楽習講座」を開催した。 (年2回)	継続	_
		まちづくり社会 教育課	・人権・同和教育関係者研修を、まちづくりセンター職員が受講した。	継続	_

内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
・学校・地域・ 家庭が一体となり地域に根ざした青少年の健全 育成活動を推進 します。	地域福祉課	<ul><li>・浜田地区の保護司会や社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターに対して運営支援を行なった。</li><li>【支援事業】</li><li>・社会を明るくする運動の啓発活動</li><li>・ボランティア学習など</li></ul>	継続	_
	学校教育課	・各学校において教育目標達成のため、ふるさと教育、総合的な 学習の時間、道徳科等を通して互いを尊重しあうことができる子 どもの育成を実施した。	継続	_
	まちづくり社会 教育課	・市内保育園、小中学校、公民館等で10回の親学プログラム及び 乳幼児期における親の学びプログラムを実施した。	継続	90
・ン普少報適険ると的切をう行携タ及年へ切を状か確に身教い帯ーににのなは況らに活に育ま電ネ伴有接利らで、選用つ・する経知ので、選用つ・する発発した。	学校教育課	・各校で情報モラル教育を推進した。また、各中学校の入学説明 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動を 行った。	継続	
・携して変ない。 携している はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい まい はい	地域福祉課	・矯正施設、警察、保護司会などと連携し、社会を明るくする運動の広報や啓発活動を支援した。	継続	
・児童生徒が安 全でできる環境を 確保するため、 学校で制の充実に 努めます。	学校教育課	・学校危機発生時の対応概要を作成し、各校において迅速かつ適切な対応が図られるよう周知徹底を行った。	継続	
や民生児童委員 などの関係機関		・相談内容の解決に向け、法務局や関係機関へスムーズに繋げる など、連携を図っている。	継続	_
相談窓口を充実	地域福祉課	・毎月、各地区民生児童委員協議会定例会に出席し、行政から情報提供を行うとともに地域の諸問題を共有した。また、住民から民生児童委員に相談があった場合には、必要に応じ行政と民生児童委員が連携をとり、問題解決に取り組んだ。さらに、民生児童委員名簿を「浜田市ホームページ」に掲載した。	継続	_
	家りた育し ・ン普少報適険ると的切をう行 ・携げ動行安りす ・全習確学理努 ・やなと相庭地青成ま 携タ及年へ切を状か確に身教い 関してをの心を。 児でで保校体め 人民ど連談が域少活す 帯一ににのなは況らに活に育ま 係、非展なな推 童安きすで制ま 権生の携窓一に年動。 電ネ伴有接利らで、選用つ・す 機地行開いま進 生心るるののす 権児関を口体根のを 話ッい害触用んあ情びすけ啓。 関域防し安ちし 徒し環た危充。 護童係取をとざ健推 やト、な、のでる報、るる発 とを止、全づま がて境め機実 委委機り充なし全進	りた育し ・ン普少報適険ると的切をう行 ・携げ動行安りす ・全習確学理努 ・やなと相地青成ま 学 ま教 学 イの青情不危いこを適力よを 連あ運非・く とを止、全づま がて境め機実に年動。 で保校体め 学 ま教 学 地地青成ま をから、水、のでる報、るる発 とを止、全づま がて境め機実に年動。 は り 課 り 課 り 課 り 課 課 り かった育し を とを止、全づま がて境め機実 を とを止、全づま がて境め機実 を とを止、全づま がて境め機実 を とを止、全がま がて境め機実 を とを止、全がま がで境め機実 を とを止、全がま がて境め機実 を を とを止、全がま がて境め機実 を とを止、全がま がて境め機実 を を とを止、全がま がて境め と を とを とを と を と を と を と を と を と を と を	家庭が一体となした青少年の機全 育成活動を推進します。  学校教育課  学校教育課  学校教育課  学校教育課  ・務帯電話やインターネットの 音及にい、音報の中では、一般を表した。  ・ 各校で情報を予めてフログラムを実施した。  ・ 各校で情報を予めて、全人の保護者へ啓発活動を ・ 名校で情報を予めて、会人の保護者へ啓発活動を ・ 各校で情報を予めて、を、会中学校の人学説明 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動を をおいて、警察の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動を 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動を 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動を をおいて、警察の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動を 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動を 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者、「一般をおいて、 ・ 各校で情報を予ル教育を推進した。また、各中学校の人学説明 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者、「一学校の人学説明 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者 ・ 各校で情報を予ル教育を推進した。 ・ 場正施設、警察、保護司会などと連携し、社会を明るくする運動の広報と会しています。  ・ 関係機関と連携の大きなどの関係を受ける。  ・ 学校を機発生時の対応概要を作成し、各校において迅速かつ適 対な対応が図られるよう周知徹底を行った。  ・ 学校を機発生時の対応概要を作成し、各校において迅速かつ適 対立対応が図られるよう周知徹底を行った。 ・ 全で安心と環境と ・ 学校をの情報と関うなより、 ・ 全で安心を機管理のの作業に関するよう、自知な底を行った。 ・ 全で安心を観音取り、 もとどの関係を取り、 もとどの関係を取り、 もとどの関係を取り、 もと、連携を図っている。 と述り、連携を図っている。 ・ をといきなの関係機関へスムーズに繋げるなど、連携を図っている。 と、連携を図っている。 ・ をといきなの関係機関へスムーズに繋げるなど、連携を図っている。 と、連携を図っている。 ・ をといきなの関係機関へスムーズに繋げるなど、連携を図っている。 と、連携を図っている。 と、連携を図っている。 ・ をは、連携を図っている。 ・ をは、連携を図っている。 と、連携を図っている。	家庭所一体となりた青少年の陳全育成活動を推進します。  学校教育課  学校教育課  学校教育課  学校教育課  学校教育課  ・ 格会を明るくする運動の啓発活動 ・ ボランティア学習など  ・ 各学校において教育目標達成のため、ふるさと教育、総合的な 学習の時間、道徳科等を通して加いを尊重しあうことができる子 変しる方案 美地 した。 まちづくり社会教育課  ・ 技術電話やインターネットの青少年において教育の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動を経過から、 おり 中に行った。  ・ 教育課  ・ 各校で情報モラル教育を推進した。また、各中学校の入学説明 総統 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動を 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動を から、情報を の強い活用する方を身にする とから、情報を 的確に選び、適力なおが、とから、自程を 的確に選び、 あっと を受けてからないないである。 おり 一般 表表を で 女心なまらづく りる 全権進した。 また、各中学校の入学説明 総統 動の広報で啓発活動を支援した。  ・ 内保・機関と連携して本になるできる方との関係機関し、非くな心なまらづく りる 全権進した。 ・ 学校を構発生時の対応概要を作成し、各校において迅速かつ適 徹底を行った。 学校をでないの保護であるため、 学校危機発生時の対応概要を作成し、各校において迅速かつ適 徹底を行った。 学校を修復を取り、と、大権機会を取り、と、大権機会を取り、と、大権民の公司を収り、と、とは、関係を図っている。 また、住民のも 機能機会を取り、とはます。 ・ 相談内容の解決に向け、法務局や関係機関へスムーズに繋げる など、適僚を図っている。 また、住民のも 機能機会を取り、と、は、現代を必要に対域があった場合には、必要に応じ行政と民長児産業日、経験があった場合には、必要に応じ行政と民長児産業日、経験があった場合には、必要に応じ行政と民長児産業日、ともに地域の諸問題を共有した。また、住民のも 保護を取り、とします。 ・ 保護を図っている。 また、住民のも 保護・大権民の公司を対している。 また、住民のも 保護・大権民の公司を対している。 また、住民のも 保護・大権民の公司を対している。 また、住民のも 保護・大権民の公司を対している。 また、住民のも 保護・大権民の会員 は 現場に応じている。 また、住民のも 保護・大権民の会員 は 現場に応じているのとには から には から には があった場合には 必要に応じ行政と民人規定 をともに地域の諸問題を共成している。 また、住民のも 保護・大権民の公司を対している。 また、住民のも 保護・大権民の会員 は 現場があった場合には 必要に応じ行政と民人児 産業日は様をとり、関連解析に下、は 必要に応じ行政と民人児 を発している。 また、住民のも 保護・ は 現場を は は 教徒 など に 連載の 部間を より に まずに は は は は は な と に 地域の 部間を より に は に は は は は は は は は は は は は は は は は

# ③ 男女間における暴力の根絶

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3月年度実施状況	区分	決算額 (千円)
D止す報発進 以にる・の 防関広啓推	・載座て権と周発 ・載の、侵を知に ・通がる民識す。 ・通がる民識す。 ・動とフ布周。 をドト相図 ・通がる民識す。 ・記や等談り		・11月広報はまだに普及啓発記事を掲載。 ・11月に講演会(令和3年11月7日 日曜日:参加者33名)を開催し、意識啓発に努めた。 ・相談窓口にステッカーやチラシを配置し、周知を図った。	継継総続続	40
	<b>Д</b> У 0				
の保護や自立	・緊急が表す。 ・緊急が変更を ・緊急が をのようで をのない をでいる。 ・ に を の を は し に し に し に り に り に り に り に り に り に り に		・それぞれのケースに応じ、児童相談所や社会福祉協議会など他機関や他部署に関する情報提供を行った。	継続	_
	・被害者からの相談にたる場合をは一般を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	子育て支援課	・相談者に対しては状況に応じて他機関とも連携し、それぞれに支援を行った。	継続	_
制の充実および相談	・DV相談に対する過ぎを ができる等を ができまり ができまり がにより ができまり が が が で を は の は り る り る り る り る り る り る り る り る り る り		・県が主催する研修会などに参加し、各相談員の資質向上を図った。	継続	_
ける体	・関係窓口で適適切な対応が行内連るよう、庁内連絡体制を整携を関係課との連携を図ります。		・必要であれば他機関との連携を図っている。	継続	_

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
関係機関連携の体推	・て女警関をに応ぶ努 ・機連合のまっ所や機言者に対う 係の総制しっ所や機言者に対う 保の総制し	子育て支援課	・必要であれば他機関との連携を図っている。 ・県が主催する関係機関連絡会に参加し、連携を図っている。	継続	_

# ④ 生涯を通じた男女の健康づくり

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	・男女共同参画 関連講座や健康 教育を通して、	人権同和教育啓 発センター	・実施なし	継続	_
		健康医療対策課	に支援した。 ・高齢者サロン、地域で行われる健康教室等で、正しい知識と理	継続	_ _
健康支			解を深めて、健康に過ごせるよう支援に努めた。		
援のた めの健 康教	の配布や情報提	健康医療対策課	を行った。	継続	_
育•相 談等支 援	供を行います。		・高齢者サロン、地域で行われる健康教室等で、資料等の配布による必要な情報提供に努めた。		_

		令和3年度実施状況	区分	(千円)
と連携を 思春期医 実を図 春期にお	健康医療対策課 学校教育課	・中学生を対象にSOSの出し方に関する教育や心の健康づくり出 前講座を実施した。 実施校:三隅中学校、第一中学校 ・県教育委員会や保健所など関係機関からの情報提供を行いなが	継続継続	_
します。 /エイ	健康医療対策課		継続	_
いての正 識の普及 障がい、薬 に関する	学校教育課	・関係機関から提供のあったポスターや冊子等を各学校に情報提供するとともに、学校においては、保健学習をはじめ、エイズ、性指導、薬物防止、喫煙防止、飲酒防止などの指導・啓発に努めた。	継続	_
康を損な のある問いて、	子育で支援課	・小中学校へ性教育教材の貸出6件。	継続	_
			., .,	
目指と 関な と 合 と の と の し で し で し で う で う で う で う う で う う う う う	子育て支援課	・妊娠・出産・育児を通じてのママパパ学級など、親子での教室、学習の場を設けた。支援の必要な親子については、妊娠初期から医療機関と連携し、切れ目のない支援を行った。	継続	_
	と思実春康し / 感い識障飲に供康のい、育し連春を期づま	と思実春康し	と連携を思春期医実を図を専期に表示では、 実施校: 三隅中学校、第一中学校	と連携を思春期医実を図春期に表慮では、 実施校: 三隅中学校、第一中学校

### 基本目標Ⅱ 社会制度・慣行の見直しと意識改革

現代社会においても、人々の意識や行動、社会の慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識が今もなお残っています。性別で区別されていなくても男女の置かれている立場を反映したものがあり、男女それぞれが対等に扱われていない場合などがあります。価値観が多様化してきた今日、それが結果として、個人の自由な活動を阻害したり、男女の不平等感を生み出すことにつながっています。

「市民の意識・実態調査」の「社会全体における男女の地位の平等感」では、78.2%の人が男性が優遇されていると感じています。「各分野における男女の地位の平等感」のデータでは、「社会通念・しきたり」において、71.4%の人が男性が優遇されていると感じています。

また、家庭内の仕事の役割分担意識について、女性がすることが多いと答えた回答が50%以上のものが半数あり、家庭における仕事の役割分担について、女性がほとんど家庭内の仕事を担っているとみられます。

男女共同参画社会の実現に向けては、家庭や地域、職場、学校などのあらゆる分野で性別による役割分担 意識を反映した社会制度や慣行を見直し、個人が性別にとらわれずに、その個性と能力を十分に発揮できる よう、男女それぞれが暮らしやすく住みやすい環境に変えていくことが必要です。

### ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的 施策	内容説明	担当課	令3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	・男女共同参画の視点に立った社会制度を慣行が行われるよう広報・啓発活動を推進します。		・しまね女性センターからの配布物を市民ロビーやまちづくりセンターなどに設置、また、各支所、学校等にも配布し、情報提供や共有に努めた。	継続	_
割分離では、	・行なりでする。	人権同和教育啓	・広報はまだ、浜田市ホームページなどにおいて、表現に検討が 必要な場合は、担当課と連携し、表現方法を熟考していく体制を 取っている。また、他課からの配布物に関しても、表現方法に注 意を払って確認した。	継続	_
	・男女共同参画 推進のための新 たな制度につい ての検討や研究 を行います。		・内閣府や県文書、他の自治体からの報告書や計画書、関係機関発行の機関紙などから得た情報の共有化を図った。また、男女共同参画推進の関係団体において、「内閣府第5次男女共同参画基本計画」について勉強会を開催し、関係団体や議員と、知識の共有や共通理解に努めた。	継続	_

# ② 男女共同参画推進に向けた意識づくり

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)				
家地職お意く・・にるづ	・家男意は、ういのでである。 おいま で のの の の の の で あいま で あいま いっこう で あいま いっこう で で あいま いっこう で あいま いっこう で あいま で の の の の の の の の の の の の の の の の の の						・コロナ禍のため、市主催の研修会等は開催できなかったが、県やしまね女性センター等の関係部署からの冊子や、男女共同参画に関する新聞記事等は関係部署に積極的に回覧・配布するなど、情報提供を行い、意識向上に努めた。	継続	_
	・職場での男をでの意識を向上関係が明明をは一人関係が明明を行り、関係がいまで、といる。		・浜田市男女共同参画連絡会議において年次報告を行い、意識向上と共通理解を図るよう努めた。また、計画の実施ができなかった部署においては、その理由や改善点についての検討を行い、次年度への課題に繋げた。 ・男女共同参画推進計画(第4次)における重点目標や取組内容について、現状と課題の分析等、協力体制や連携を取って検討していった。	継続継続	_				
	・行政、関係ないでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	人権同和教育啓 発センター	・関係機関のイベント開催や制度の紹介や募集などについて、各団体や各支所、各まちづくりセンター等に情報提供を行った。また、広報はまだや浜田市ホームページ、市役所ロビー掲示板も活用し周知に努めた。	継続	_				
	・男関のでは、中国ででは、中国ででは、中国ででは、中国では、中国では、中国では、中国では		・浜田市ホームページにおいて、男女共同参画に関する条例や計画を掲載している。また、浜田市男女共同参画推進委員会での会議録の掲載も行い、内容・意見の公開をし、周知を図るよう努めた。 ・男女共同参画推進計画(第4次)策定に関する市民の意識・実態調査の結果や第4次計画の(案)については、浜田市ホームページにおいて、掲載・閲覧を行った。また、計画(案)については、パブリックコメントの意見募集も広報や浜田市ホームページ、各支所、中央図書館等での閲覧を可能とし、市民に周知する環境を作った。	継続	_				
相談窓口の設置	・相談内容に応じて、関係機関と連携を図ります。		・相談内容の解決に向け、他部署との連携体制をとっている。	継続	_				

# ③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
点である公民館 や学校など施設 間の連携を図 り、市民の学習		・まちづくセンターにおいて、各種グループ・サークル活動の発表の場の提供等支援に努めた。 (まちづくり社会教育課)	継続	_
	人権同和教育啓 発センター	・関係機関のイベント開催や制度の紹介や募集など、その情報提供を各学校やまちづくりセンターに行い、情報の共有を図った。 ・県の委嘱を受けた男女共同参画推進委員(サポーター)への新規加入がまちづくりセンターの職員から数名あり、地域における男女共同参画の基礎作りが進むよう、情報提供を行った。 (人権同和教育啓発センター)	継続	
ニーズに対応す		・該当なし		
	人権同和教育室	テープ・DVDの一覧を掲載している(在庫の整理と一覧の更新)。DVDについては、島根県西部人権センターのライブラリーを紹介するなどの情報提供をした。また、当課指導員の講師派遣		
		・しまね女性センターからの情報誌を各学校やまちづくりセン ターに配布した。		
・講座間、開展所、開展所、開発をは開始の関係の関係の記述を対して、関系のでは、関系を対して、関系を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	関係課	・コロナ禍における男女共同参画基本計画(内閣府)の勉強会等では、、3密回避や衛生管理に努め、安心して参加できる環境づくりに努めた。 (人権同和教育啓発センター)	継続	
	ご配慮し、 ☆どに男女 ☆加しやす ぎづくりに	<ul><li>防災出前講座の開催日時や場所は、依頼者の希望で行った。 (防災安全課)</li></ul>	継続	_
		・開催時間や場所、託児室の設置など子育て中の保護者等が参加 しやすいよう、環境づくりに努めた。また、他課が実施する講座 やイベント等で託児等の調整や協力を実施した。 (子育て支援課)	継続	
		・講演会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止した。 (地域福祉課)	単年	
		・「山陰浜田港四季のお魚料理教室」開催時、託児スペースを確保し、参加しやすい環境づくりを図った。 (水産振興課)	継続	18
		・「令和3年度女性のためのプチ創業セミナー」を土日に開催し、必要に応じて託児サービス(利用者なし)ができるように、参加しやすい環境づくりに努めた。 (商工労働課)	継続	_
	・点や間りグク援ま ・ニる教とい ・催所置手な講共い地で学の、ルル体す 市一た材情ま 講時、、話ど座に環域あ校連市一活制。 民ズめな報す 座間託要通にな参境のるな携民プ動を のに、ど提。 な、児約訳配ど加づのるな携民プ動を のに、ど提。 な、児約訳配ど加づ智民施図学サの実 習応師紹を の催の記実し男やり棚館設 習一支し すや介行 開場設・施、女すに	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・地域の学習拠 表である公民館 教育部 大権同和教育的 発センター クループ・サークル活動の発 発センター クループ・サーク大 ができるでは、施設 の、市民の学習 ニーズに対応する 教育課 大権同和教育的 表もづくり社会 教育課 大権同和教育的 表もづくり社会 教育課 大権同和教育的 表もづくり社会 教育課 大権同和教育的 表もづくり社会 教育課 大権同和教育的 表もづくり社会 教育課 大権同和教育的 表もづくり社会 教育課 大権同和教育的 表もづくり社会 教育課 大権同和教育的 表も一次。 (人権同和教育的 表も一次。 大能回和教育的 表も一次。 ・該当な 大能回和教育的 表も一次。 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、	・地域の学習拠。まちづくり社会をの場のでは、

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3回年度実施状況	区分	決算額 (千円)
地域における学習・	・講時、活話を講典に環めの催の記事ののでは、現的では、これの	関係課	・まちづくりセンターにおいて広報紙等で講座の周知に努めた。 (まちづくり社会教育課)	継続	
教野にる共画進分どけ女参推	・男推の個りて育す ・の学動組まずに伸信す努 サルルでは、行成 女点運実を サルルでは、 女点運実を おいました から はいます から かい しょう はい はい しょう はい はい しょう はい しょう はい しょう はい しょう はい はい しょう はい	学校教育課	・各学校における人権学習や日々の生活、道徳科等を通して、強い自尊感情を持った子どもの育成に努めた。 ・学校評議員に女性を積極的に登用した。 (32.43% 111名中36名が女性)	継続継続	_

### 基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

女性は人口の半分、本市人口でも半数以上を女性が占めています。男女それぞれが対等な社会の構成員として活躍できる社会となるためには、女性が活躍できる社会となるためには、女性がより活躍できることが必要です。 平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立しました。

働くことを希望する女性が、安心と意欲を持って働くことができる社会、男女共同参画社会を推進するために、政府や企業などの重要な役職や審議会などの委員への女性を登用することが必要となってきます。島根県では、審議会や各種委員会の女性登用率は42.3% (H26.3現在)となっています。また、本市はこの女性の登用率が28.2% (H27.4)と非常に低い状態です。

あらゆる分野において男女双方の意見が反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けた意識の醸成と、積極的な取り組みや仕組みづくりが必要です。

民間企業における女性の登用についても同様な状況にあり、女性の人材育成を含め協力要請を行っていく必要があります。

### ① 市政における男女共同参画の推進

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
			・浜田市男女共同参画推進委員会 (9名中5名) ・各審議会や協議会の委員へ浜田女性ネットワークから積極的に 就任した。(延べ17人) (人権同和教育啓発センター)	継続	
			・浜田市総合振興計画審議会 (25名中12名) ・浜田市協働のまちづくり検討部会 (13名中4名) (政策企画課)	継続	<u> </u>
各種審 議会・ ・市における審 委員会 等への女性 の積極的な登用 女性の 登用促		<ul> <li>浜田市地域協議会(令和3年4月1日~令和4年3月31日)</li> <li>浜田:委員15名中5名</li> <li>金城:委員15名中4名</li> <li>旭:委員15名中4名</li> <li>弥栄:委員15名中9名</li> <li>三隅:委員15名中2名</li> <li>(地域活動支援課)</li> </ul>	継続		
進		F	・防災会議 (39名中6名) 昨年度より1名女性委員の増加となった。 ・浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会	継続	_
			・供用市犯罪のない安全で安心なよらつくり推進協議会 (45名中4名) (防災安全課)	継続	

				(千円)
		<ul> <li>・浜田市情報公開審査会 (5名中2名)</li> <li>・浜田市個人情報保護審査会 (5名中2名)</li> <li>・浜田市個人情報保護審議会 (5名中2名)</li> <li>・浜田市行政不服審査会 (5名中1名)</li> <li>(総務課)</li> </ul>	継続	_ _ _
		<ul><li>・浜田市保健医療福祉協議会委員 (20名中5名)</li><li>・浜田市民生委員推薦会委員 (14名中6名)</li><li>・浜田市障害者等介護給付費等審査会 (12名中5名) (地域福祉課)</li></ul>	継続	_ _ _
・市における審		・要保護児童対策地域協議会委員 (20名中7名) (子育て支援課)	継続	_
義会等への女性 の積極的な登用 を図ります。	関係課	・浜田漁港周辺エリア活性化推進委員会 (20名中2名) (水産振興課)	継続	_
		<ul> <li>・女性を積極的に登用した。 教育支援委員会 64% (14名中9名) いじめ問題対策連絡協議会 41% (17名中7名) いじめ防止対策推進委員会 40% (5名中2名) (学校教育課)</li> </ul>	継続	_
		・浜田市美術品等収集委員会、浜田市文化財審議会及び浜田市資料館運営協議会にあっては各分野の専門的知識を有する必要があり、現在その適任者が全て男性であるため女性委員は不在。 ・歴史文化保存展示施設専門検討委員会においては、専門的知識を有する女性1人を登用した。 (文化スポーツ課)		592
		・浜田市社会教育委員(13名中5名) (まちづくり社会教育課)		_
		<ul><li>・浜田市図書館協議会(10名中2名)</li><li>・浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会(10名中7名) (中央図書館)</li></ul>		_
		・公平委員(3名中1名) (公平委員会)		_
		・浜田市下水道審議会委員(13名中3名) (下水道課)		_
		・新規に設立した協議会において、多くの女性を委員として選出 した。 (健康医療対策課)		_
	発センター	研修、アクティブサポーター研修等に、関係団体から受講してい	継続	_
(表) (本) ・ (本)	会積のというでは、これでは、大学のでは、大学のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	会等を でのなす。 でのなす。 を動きす。 大変を でのなす。 大変を でのでなしのでなしのです。 体一習を決で材 体一習を決で材 をつる音	・流田市保健医療福祉協議会委員 (20名中5名) ・浜田市民生委員推薦会委員 (12名中5名) ・浜田市民生委員推薦会委員 (12名中5名) ・浜田市除書者等介護給付費等審查会 (12名中5名) ・浜田市除事者等介護給付費等審查会 (12名中5名) ・浜田市除事者等介護給付費等審查会 (12名中5名) ・ 要保護児童対策地域協議会委員 (20名中2名) ・ (子育て支援課) ・ 英性整個かな登用 図ります。 ・ 近日漁港周辺エリア活性化推進委員会 (20名中2名) ・ 次産級興課) ・ 女性を積極的に登用した。 ・ 教育支援委員会 64% (14名中9名) ・ いじめ防止対策推進委員会 40% (5名中2名) ・ いじめ防止対策推進委員会 40% (5名中2名) ・ いじめ防止対策推進委員会 40% (5名中2名) ・ いじめ防止対策推進委員会 40% (5名中2名) ・ 京里文化保存展示施設専門統計委員会においては、専門的知識を有する必要があり、現在その適任者が全ての適任者が全て分とかるため女性委員は不在。・ を表する女性1人を登用した。 ・ 文化スポーツ課) ・ 派田市社会教育委員 (13名中5名) ・ 浜田市子ども読書活動推進計画検計委員会 (10名中7名) ・ 浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会 (10名中7名) ・ 浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会 (10名中7名) ・ 浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会 (10名中7名) ・ ・ 浜田市子とも読書活動推進計画検討委員会 (10名中7名) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・浜田市保健医療福祉協議会委員 (20名中5名) ・浜田市保健医療福祉協議会委員 (12名中5名) ・浜田市民生委員推薦会委員 (12名中5名) ・浜田市院主委員推薦会委員 (12名中5名) ・浜田市院主委員推薦会委員 (12名中5名) ・浜田市協善者等介護給付責等審査会 (12名中5名) ・浜田流港周辺エリア活性化推進委員会 (20名中2名) (水産振興課) ・ 英性を積極的な登用した。 教育支援委員会 64% (14名中9名) いじめ問題対策連絡協議会 41% (17名中7名) いじめ防止対策推進委員会 40% (5名中2名) ・ 近期選対策連絡協議会 41% (7名中7名) いじめ防止対策推進委員会 40% (5名中2名) ・ が建立などの調任者がより集亡ならな大き勇性であると変があり、現在での適任者がより男性であると変があり、現在での。を有する女性1人を発用した。 ・ 変史文化保存展示施液等削協計委員会においては、専門的知識を有する女性1人を発用した。 ・ 次化スポーツ課) ・ 浜田市社会教育委員 (13名中5名) ・ 浜田市と参替委員 (13名中5名) ・ 浜田市アども読書活動推進計画検討委員会 (10名中7名) ・ ・ 浜田市区書館協議会 (10名中2名) ・ ・ 浜田市区書館協議会 (10名中2名) ・ ・ 浜田市区書館は、 (本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
適応女員置係	・能力・適性に応じた職員配置に努めます。		・職員個人の能力に応じた職員配置を実施している。 また、女性活躍推進法に基づき平成28年度に策定した「特定事業主行動計画」に基づき、豊富な知識や経験を身につけるため、 女性職員を多様なポストに積極的に配置することとしている。	継続	_
	・女性職員の係長級以上の職への登用を図ります。	人事課	・令和3年度の異動では、女性管理職5名、女性係長9名が新たに 昇任した。 また、女性活躍推進法に基づき平成28年度に策定した「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職及び係長級への積極 的な登用をすることとしている。	継続	_
職 関 ラ バ ス 進	・職業生活と家庭生活の両立のために必要な環境整備を図ります。		・平成28年に育児・介護関係の休暇制度を改正し、介護休暇の分割取得や介護時間休暇の新設を行った。 また、令和3年度に非常勤職員の育児・介護関係の休暇制度を改正し、不妊治療、配偶者の出産及び育児参加の休暇を新設した。 男性職員向けの子育てを支援する休暇制度チラシを作成し、休暇取得の向上に努めた。	継続	_

# ② 各種団体、企業などにおける男女共同参画の促進

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
各種団企の登用の発	・各種団体や企業の女性に対して、意識発生の大き職発活もでは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次		・しまね女性センター主催の起業セミナーでは共催となり、センターからのセミナーチラシを関係各所に配布し情報提供を行い、 啓発に向けてセンターや関係課との協力体制を取った。	継続	1

### 基本目標IV 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

市民の意識・実態調査で「仕事と家庭生活の優先」について希望と現実を尋ねたところ、仕事と同じように家庭を両立させたいとの望む意見が35.5%と最も多く男女ともに同じ傾向でした。

しかし、現実に両立させている人は23.9%となっています。その現実の内訳として、「仕事優先」の男女が大幅に多いこと。さらに、「家庭生活が優先」の女性が多い実態が伺えます。その要因の一つに、家庭における家事労働全般について、そのほとんどを女性が担っている現状が伺われます。

男女共同参画社会を実現するには、まず家庭において男女が共に協力しあっていくことが、職場や地域でも推進できる原動力となります。男性も女性も家族としての責任を担い、仕事のみでなく家庭において育児や介護を共に担うという意識を高めるとともに、地域全体で支援する環境づくりも必要です。

また、東日本大震災では、被災地において、復旧・復興等の担い手として多くの女性の活躍が見られました。その中で特に避難所の運営・環境整備に男女共同参画の視点が重要視されるようになりました。

また、過疎化や高齢化の進行、農林水産業従事者の減少など厳しい現実の中、農林水産業・商工自営業に携わる女性が果たしている役割は非常に大きなものがあります。性別による固定的な役割分担意識が残っているなか、就労の性格上、家事や育児と仕事の二重負担を強いられる一方で、就労条件や待遇などは不明確

# ① 家庭・地域における男女共同参画の促進

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	・地域で学習会 で開催しま を開発を は が 育成の ため う ため う ため ため ため ため ため ため ため ため ため ため ため ため ため		・コロナ禍のため、地域での研修会の開催を企画することができなかったが、男女共同参画推進委員(サポーター)の資質向上研修等で学んだことを、各自が職場や家庭、地域等で啓発をするよう働きかけた。	継続	_
家庭やにる男女	の情報提供や支	まちづくり社会 教育課	・まちづくりセンターにおいて、学習会の開催や情報提供や支援に努めた。	継続	
同参画 の推進	・健診や講座の中で、男女で、男子育しているます。	,,,	・妊娠届で父親の役割チラシの配布、訪問や健診時に父親の育児 状況の聞き取りをしている。 ママパパ学級において、父親の育児や妊婦体験ジャケットの着 用を実施した。	継続	_

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	・男性のための 料理教室や介護 教室の開催な	人権同和教育啓 発センター	・新型コロナ感染症の拡大予防のため、積極的な取り組みはしなかった。	継続	
	教室の開催など、男性の家事育児能力が向上する取組みを進めます。	健康医療対策課	・新型コロナ感染症の影響で料理教室はできなかったが、男性の料理教室テキスト配布等、男性の家事能力の向上に努めた。 ・家族介護教室、家族介護交流事業の実施を社会福祉法人へ委託 し、開催した。	継続	 1, 035
		子育て支援課	・土曜日に、子育て講座(救急法など)やイベント等を実施したり、ママパパ学級の開催など、父親や家族が参加しやすいよう配慮した。	継続	_
	・男女共司る各球 手進 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	人権同和教育啓 発センター	・浜田女性ネットワークに補助金を交付し、活動を支援した。 ・浜田市男女共同参画研究会(男女共同参画推進委員〈サポーター〉で構成する市民グループ)に研修案内や関係文書を送付するなど情報提供を行い、情報の共有を図った。また、男女共同参画推進委員の研修を共にし、基礎的な知識や啓発活動を行うための具体的手法を学び、共通認識を深めた。また、講演会についても関係機関の後援をするなど支援した。	継続	198 —
家地お男同の庭域け女参推やにる共画進	・防災・復興に関し、男女は一切の現点の現場で、男女でを選出のの推進を図ります。	防災安全課	・女性防災士を会計年度職員として雇用し、防災出前講座や町内の防災訓練において、女性の視点を反映することができた。また、同職員を中心に防災士の活動が活発となり、多くの女性防災士が積極的に訓練に取り組んだ。 ・令和2年度の購入したプライバシー保護用テント及び女性の更衣室・授乳室となるテントを用いて避難所開設訓練等を実施し、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の啓発に努めた。	継続	
V7在足	・地域の子育て支援力向上のため、子育広や活動隊の充実を図ります。	子育て支援課	・応援隊活動支援(子育て広場への支援)や研修会(救急法講座)への案内と実施を行い、地域での子育て支援向上に努めた。 (子育て応援員数40名)	継続	_
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・毎週、保健師、助産師、保育士、栄養士等が育児相談を行い、 子育ての様々な相談に応じた。また、交流事業(定期・特別事業)、情報提供を行い、地域の子育て支援の拠点として、機能の 充実に努めた。(来所述べ人数11,291人) ・NPO法人等子育て支援団体との協働事業に取り組み、地域での 子育て支援活動の充実に努めた。	継続	9, 242
	・ポに時りざニる募動すったがは、カーののでは、カーののでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーののでは、カーののでは、カーののでは、カーののでは、カー		・緊急時の預かりや送り迎え、ひとり親などさまざまな預かりのニーズに対し、柔軟に対応した。(活動延べ件数577件)・会員拡大のため、行事開催時等において周知活動を行った。ひとり親への助成額の継続、会員対象の講習会を定期的に実施した。	継続	8, 209

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	・就守の一病のの一病のの一病のの一病のの一病ののった。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、		・一時保育事業について、市内保育園25園で実施。ホームページ等で情報提供し、利用者拡大に努めた。 ・休日保育を実施した(休日保育開催日数59日、利用者延べ人数 259名)。	継続	_
	・電話相談の充実やインを活用はない。 まやインを活用した情には、 を制める。 を制めます。		・オンライン相談を開始し、相談しやすい体制を図った。また、 インターネットを活用した情報の提供など、総合的な相談体制の 充実に努めた。		
	・講オーにのけ親でコるのです。 、ム催児び中参託設を開発していたのは、もきーなしくのは、もきーなしくのです。 といりのでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いるでは、いる	子育て支援課	・他課が実施する料理教室など、イベント開催時における託児室への調整や協力をし、子育て中の親も気軽に参加できるよう環境づくりに努めた。		_
子育で 支援 充実	・女のやてど庭の求もとと関実再まで、一大のやではのでは、協く係を職のでは、連、をでは、では、では、は、ない、は、ない、は、ない、は、ない、は、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、は、、		・赤ちゃん訪問や乳幼児健診において、父親の育児への参画状況を把握した。	継続	_

# ② 雇用の分野における男女共同参画の促進

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
保育サービ	・通内で、病で、病で、病ので、病ので、病ので、病ので、病を、病を、病を、病ので、病ので、病ので、病ので、病ので、病ので、病ので、病ので、病ので、病ので		・保育所委託費等の交付や特別保育事業への補助金交付を行った。	継続	2, 250, 001
	・夜間または休日の就業や残業により、一時的に養育が出来ない場合、児童福祉施設において預かります。		・市内児童福祉施設2か所、里親12人に委託し、トワイライトステイ事業を実施した。	継続	0
両立を支援する環境	・保護の等の場合によるでは、保護をはいるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	子育て支援課	・市内児童福祉施設2か所、里親12人に委託し、ショートステイ事業を実施した。	継続	41
児童ク ラブの 充実	・放課後、仕事などの保護を との小学校児童の 健全でいなでの 健全での を が が が が が が が が が が が が が が が に る の が き が め が き が め う だ の り う う う う う う う う う う う う う う う う う ら う ら う ら		・直営13クラブ、委託7クラブで放課後児童クラブの運営を行った。	継続	198, 350
作用機 会均等	・男女雇用機会 均等法の普及・ 啓発に関係団体 と連携して取り 組みます。	商工労働課	・浜田市ホームページによる周知、関係団体等と連携した普及・啓発に取り組んだ。	継続	_

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	・労働条件や就業する、国際では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		・各相談に対し、関係機関(ハローワーク等)への取り次ぎを行うとともに連携強化を図り、広報誌や浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置による周知にも取り組んだ。	継続	_
大と職 業能力	・企業の積極的 改善措置の普及 に向けた広報活 動を行います。		・関係団体等と連携し、浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置による周知に取り組んだ。	継続	_
の開発	・女性の職業能 力開発の重要性 への理解促進に 向けた広報活動 を行います。		・関係団体等と連携し、浜田市ホームページへの掲載、窓口での チラシ配置による周知に取り組んだ。	継続	_
	・育児・介護等ャートのでは、かられている仕組みを構築できるという。	商工労働課	<ul> <li>・令和3年度女性のためのプチ創業セミナーの開催 開催時期:令和3年8月21日~令和3年9月12日(全4回) 開催場所:浜田市役所 講師:株式会社ソアラサービス 牛来千鶴 氏 受講者:14名(令和2年度:7名) 主催:浜田商工会議所、石央商工会、浜田市</li> </ul>		1, 356
働性娠産かれる	・しこ場、体してと環国とます。		・関係団体等と連携し、広報誌や浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置による周知に取り組んだ。	継続	_
多様な方	・「の善生」と、「空間では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		・関係団体等と連携し、浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置による周知に取り組んだ。。	継続	_
をと就件備	・子の番目 ・子の		・関係団体等と連携し、広報誌や浜田市ホームページへの掲載、 窓口でのチラシ配置による周知に取り組んだ。	継続	_

# ③ 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の促進

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
方針決	・女性団体等のや関係を関係を関係を関係を関係を対した。		・関係機関と連携し、浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置により支援した。  ・JAが実施する農業者育成のため、年間を通して実施する営農塾開催に関して後方支援を行った。(受講者12名中9名女性)  ・実施なし		
	・関係性の企立を関係を開いた。関係を開いた。	農林振興課	・毎年、家族経営協定の締結の促進に努めた。 (平成23年度以降8件締結)		
女性の	・農林水産業・ 農山漁村に関心 のある人が就 業・環境づくりを 進めます。		・実施なし(該当なし)		
経済的 地位 計 業 条件		農林振興課	・平成21年度から継続して「ふるさと農業研修生制度」を実施しており、青年農業者、新規就農者対策や定住しやすい環境づくりに努めた。	継続	_
と環境整備		水産振興課	・ふるさと漁業研修制度の継続実施。		
	商工業等の起業 を目指す女性及 び女性グループ	商工労働課	・「浜田市起業支援事業補助金」において、市内の起業(予定) 者への支援を行った。補助金20万円が上限のところ、申請者が女 性の場合は30万円を上限とする。 令和3年度:実績なし		_
	の起業的活動の取り組みを支援します。	農林振興課	・JAが実施した営農塾受講者のうち、複数人が産直協議会の会員となったため、産直市場に出荷する取組みの後方支援を行った。		_
		水産振興課	・実施なし		_

# ④ 福祉社会の充実

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	・保健・医療・ 福祉のを推進し、総合的関し、総合を展開します。		・地域の各種団体組織、職域、行政内部での協議や連携を図り、広角的に保健活動を展開した。	継続	
健康長寿の推進	・づ発が検を事生と見を もでいる。 を を り健検や実を習病重い が の ま 診 れ り に し 展 慣 の 症 ま い に し 展 慣 の 定 ま と て ま る に ま り に し し し し し し し し し し し し し し し し し し	健康医療対策課	・各種健(検)受診勧奨を継続して実施した。領域や地域を対象にあらゆる機会をとらえ、生活習慣改善の啓発を行った。また、脳卒中、糖尿病等の重症化予防事業も継続している。 ・高齢者サロン等において、健康教室、健康指導等の健康増進、介護予防活動に努めた。また、糖尿病重症化予防事業を開始した。	継続継続	_
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・地域リハビリテーション活動支援事業としてリハビリテーション職の派遣を通じて、介護予防及び自立への支援を実施した。 ・地域ケア会議等にリハビリテーション職の派遣を行い、生活機能の向上を図るとともに、重症化の予防に努めた。	継続継続	-
認知症者の施策を変え	・認知に対する正の対象を記して対応のでは、対応のででは、対応のでででは、対応のででは、対応のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	健康医療対策課	・認知症サポーター養成講座を12会場で実施し、207人の受講があった。また、認知症の人や家族に早期に関わり、診断、対応に向けた支援体制の構築を目的とした「認知症初期集中支援チーム」を立ち上げている。	継続	_

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	・住民加祉、会協の大学のは強いでは、他生活ををは、他生活をは、他生は、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他生活をは、他		・社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターに対して 運営支援(運営費補助)を行うとともに、ボランティアセンター 運営委員として出席し、情報共有を行っている。	継続	_
	・高齢者、障がい者など日常生	地域福祉課	・実施なし	継続	_
地域ケア体制の確立	活又は体会生活に限円用設備で計者にき段等したどうのののでは、高にとなっている。というでは、高にとなっている。というでは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にとをは、高にというでは、高にというでは、高にというでは、高にというでは、高にというでは、高にというでは、高にというでは、高にというでは、高にというでは、高には、高にというでは、高には、高には、高には、高には、高には、高には、高には、高には、高には、高に	健康医療対策課	・施設整備される社会福祉法人等はなかったが、今後施設整備される法人等があれば適宜助言を行う。	継続	_
	・高が動きないでは、のる活にや、のる行まがいいでは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、のる行までは、ののる行までは、ののを行までは、ののを行きでは、ののを行きでは、ののをでは、ののでは、のの	健康医療対策課	・浜田市内で活動されているボランティア団体や、高齢者が活躍できる組織として浜田市シルバー人材センター等からの相談はなかったが、関係団体と連携しながら取り組みを進めていく。	継続	_
生涯現役社会りの推進	・高齢者が楽しるがラストのでは、あるがあるができます。	健康医療対策課	・人口減少や高齢化に伴い、浜田市高齢者クラブ連合会やボランティア団体の会員数の減少が進んでいる。今後も浜田市高齢者クラブ連合会等と連携をしながら、魅力ある団体として活動できるよう会員の増加に向けて取り組んでいく。	継続	_

# 基本目標V国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

昭和50年(1975年)の「国際婦人年」以来、国や県の男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、世界女性会議の北京宣言や女性2000年会議などの国際的な動きに連動し、様々な取り組みと密接に連動しながら進められています。

政治・経済・文化などのあらゆる分野で国際化が進む中、男女共同参画推進の必要性を広く理解してもらうためにも、国際的視野に立った女性の人材育成や国際的基準などの広報啓発が必要です。

本市には、就学就労といった理由により多くの在住外国人の方がいらっしゃいます。平成26年に行った人権に関する市民意識調査では、「外国人の人権について必要なことは」との問いに、「外国人との交流の促進」、次いで、「外国人が日本の文化・生活習慣を学習できる機会を増やす」となっていました。市内でもさまざまな機会を通じて国際化の取り組みが進められています。

国により異なる文化や伝統、価値観に対して寛容な精神を持つことも必要となります。お互いの違いを認めあう心が生きた国際交流を進め、市民一人ひとりの個性が尊重される住みやすい社会をつくるため、身近なところから諸外国の異文化等を理解していくことが必要です。

### ① 広い視野を育てる国際理解の促進

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
国際理解教作	校教育等において導助手においる場合では、手手国のでは、手手国のでは、またのでは、またのでは、またが、は、またのでは、またが、は、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、	進課	・国際交流子どもの集いの実施 小学生を対象に中国・ロシア・韓国のゲームをしたり歌を歌ったりし、子どもたちの国際理解を深めた。 8月6日 (月)とびうお学級 参加者:38名 8月18日 (金)ひまわり学級 参加者:26名 8月20日 (水)かぜのこ学級 参加者:22名  ・小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置するとともに、ALTは国際交流員が企画したイベントに参加したり、様々な地域活動にも積極的に参加することで、子どもたちの国際理解の醸成に努めた。	継続	40, 732

# 【参考】島根県の状況

項目		計画策定時 (H27)	前年度値 (R2)	現状値 (R3)	目標値 (R3)
男女の地位が平等だと 思う人の割合(家庭・ 職場・地域・学校・政 治・法律・社会通念の 7分野の平均	県	33.0% (H26)	33.6% (R 元)	33.6% (R 元)	40% (R 元)
DV相談支援センター の認知度	県	49.6% (H26)	44.9% (R 元)	44.9% (R 元)	80% (R 元)
固定的性別役割分担意 識にとらわれない人の 割合 (※1)	県	72.0%	73. 7%	79.2%	82% (R2)
	県	40. 5%	47. 2%	47.0%	50%
県の審議会等への女性の参画率	県内市町 村	24.6%	25. 8%	26.5%	
	県 ( <b>※</b> 2)	7.9%	12. 4%	13%	15. 0% (R2~R6)
県職員の管理職に占め る女性の割合	県内 市町村 ( <b>※</b> 3)	15. 2%	20. 2%	22.3%	
家族経営協定締結数	県	191 経営体 (H26)	214 経営体 (R 元)	216 経営体 (R2)	221 経営体

<sup>(※1) 「</sup>県政世論調査」において、「男は外で働き、女は家庭を守る」というような、固定的な性別による役割分担の考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合。

<sup>(※2)</sup> 病院職員、教員職員、警察職員を除く。

<sup>(※3)</sup> 病院職員、警察職員含む。教員職員除く。

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
国際	・及地タ強に流と業い国増す。・及地タ強に流と業い国増す。・及地タ強に流との周男交に根北研とす浜会の周男交に根北研とす浜会の周男交に見ず行をと機める田等で知女流努はと国が行をと機める田等で知女流努力をも会ま	定住関係人口推進課	<ul> <li>・浜田国際交流協会総会を開催。交流会は中止。 6月26日(土) 参加者:20名</li> <li>・日中文化体験交流 11月28日(日) 参加者:留学生11名</li> </ul>	継続	
	・友とする。 を始している を始まれる をがまる をがまる をがまる をがまる をがまる をがまる をがまる をがま	定住関係人口推 進課	・ブータン大国 JICA草の根技術協力事業により、友好交流都市であるブータン 大国の指導力向上とアートを通した地域活動活性化に寄与する。 事業期間:令和4年1月~令和6年12月	継続	_
	・浜田市世界こども美術館が実施する海外との交流事業などを積極的に支援します。		・国際交流員による翻訳及び通訳の支援	継続	_
			・新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、直接的な交流事業は行わずリモートでの交流会を行った。 ・「第25回浜田こどもアンデパンダン展」では、海外の児童美術教育施設から作品が寄せられた。 (4か国・51点)	継続	760
情報提 供・環 境 変 援	・協とし女進へ行外様情る人ま進い会連、共にのう国々報等のちし田等携国同向意と語な提に住づま国関を際のが職とに生供よみくすいで、 のめ国い推展、 のの国い推展、 のの国い推展、 のの国い推展、 のの国い推展、 のの国い推展、 のの国い推展、 のの国い推展、 のの国の関係を	定住関係人口推進課	<ul> <li>・異文化理解講座の実施(3回、41名)</li> <li>・語学講座の実施 (ベトナム語40回:115名 、韓国語44回:167名、 英語28回:134名、中国語58回:452名)</li> </ul>	継続	_
	・男女共同参画 に関する国際的 な情報の収集及 び提供を行いま す。	人権同和教育啓 発センター	・担当課に情報提供を依頼し、関係セミナーに参加した。 定住関係人口推進課:「多文化交流会〜結婚から子育てまで 〜」	継続	_

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	・(財)しまね 国際センタし、 連携を強化し、 外国人相談の や通訳の充実に 努めます。		・外国人地域サポーターの委嘱 外国人住民と行政の橋渡し役を務める「島根県外国人地域サポーター」として以下のメンバーを推薦し、サポーター連絡会議 を通じて、外国人住民が抱える問題点の解決の糸口について検討 した。 委嘱先:福島明淑さん(韓国出身)/春日エレナさん(ロシア 出身)/浜田国際交流協会 ・日本語ボランティア育成研修 12月4日(土) 参加者:14名	継続	

# 第2章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

(1) 市民から構成される「浜田市男女共同参画推進委員会」を必要に応じて開催。

会 長:福濱 秀利 (浜田商工会議所副会頭)

副会長:鎌原 ヤシヱ (浜田女性ネットワーク会員)

(2) 浜田市男女共同参画推進計画に基づいた施策を総合的かつ計画的に実施するため、浜田市 男女共同参画推進連絡会議を設置。

会 長:地域政策部長

副会長:地域福祉課長

委員:推進計画(第3次)の具体的施策担部署の所属長及び、その他必要に応じて会長

が指名する者。(14名)

(3) 浜田市男女共同参画推進計画(第3次)の実施状況 計画の具体的実施状況を調査し、年次報告としてまとめたのが本書である。

### 2 市民・事業者等との連携

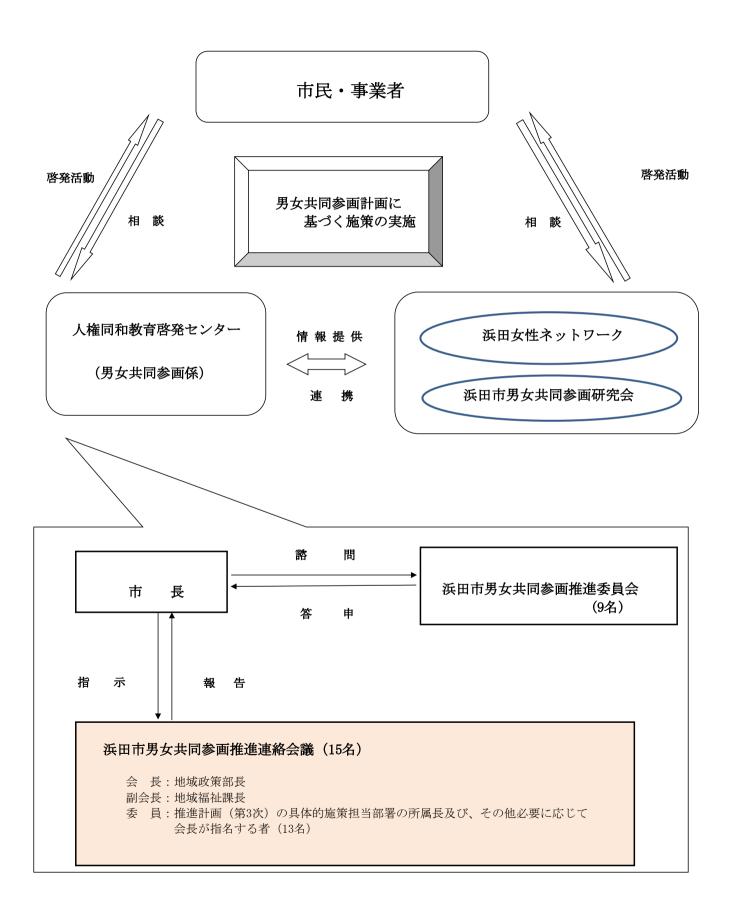
浜田女性ネットワークへの支援を行うとともに、浜田市男女共同参画研究会と連携し、男女共同参画社会の実現に向けて推進を図る。

### 3 国・県等との連携

島根県男女共同参画室、島根県立男女共同参画センターあすてらすと連携し、研修、事業など に積極的に参加し、男女共同参画推進を図る。

また、県から委嘱されている男女共同参画サポーターと連携し、啓発活動を行う。

# 浜田市男女共同参画推進体制



# 数值目標

	項目	策定時 (H26)	前年度値 (R2)	現状値 (R3)	目標値 (R3)
# 4-	男女の地位の平等感(家庭・職場・地域・学校・法律・社会通念・就職の7 分野の平均)	33. 9%	_	_	40%
基本 目標 1	人権啓発に関する研修会等を開催し た公民館数	15 館	18 館	18 館	26 館
	DV防止法の認知度	67. 7%	70. 1%	_	80%
	男女共同参画基本法の認知度	58. 4%	66. 9%	_	80%
基本 目標 2	浜田市男女共同参画推進計画の認知度	29. 8%	37. 4%	_	50%
	固定的性別役割分担意識に否定的な 人の割合	62. 5%	57. 4%	_	75%
#	審議会等への女性の参画率	25. 2%	28.3%	29.4%	40%
基本	女性のいる審議会等の比率	80. 7%	81.8%	71.5%	100%
目標3	市の係長級以上職への女性の登用比率	14.0%	17. 9%	20.4%	20%
	1号認定子ども (※1)	(H25 実績)	(R2 実績)	(R3 実績)	·
	量の見込み (実人数/年)	240 人	213 人	200 人	168 人
	量の確保	730 人	285 人	285 人	280 人
	2号認定子ども (※2)・3号認定子ども (※3)	(H25 実績)	(R2 実績)	(R3 実績)	:
	量の見込み(実人数/年)	1,989人	1,977人	1,851人	1,745 人
	量の確保 延長保育事業	1,875 人	1,845 人	1,820人	1,865 人
	延校保育事業   量の見込み(実人数/年)	(H25 実績) 886 人	(R2 実績) 626 人	(R3 実績) 545 人	901 人
	量の確保	886 人	626 人	545 人	901 人
	病児・病後児保育	(H25 実績)	(R2 実績)	(R3 実績)	001/0
	量の見込み(延べ日数/年)	433 日	17 日	14 日	211 日
	量の確保	433 日	17 日	14 日	211 日
	一時預かり事業(幼稚園在園者対象)	(H25 実績)	(R2 実績)	(R3 実績)	
	量の見込み(延べ人数/年)	2,652 日	12,259 人日	11,817人日	9,529 人日
基本	量の確保	2,652 日	12,259 人日	11,817 人日	9,529 人日
目標4	一時預かり事業(在園児対応型以外) 量の見込み(延べ人数/年)	(H25 実績)	(R2 実績) 920 人日	(R3 実績) 867 人日	946 人日
1 . 1/31 =	量の確保	1,613 日 1,613 日	920 人日	867 人日	946 人日
				(R3 実績)	310 / C H
	子育て短期支援事業	(H25 実績)	(R2 実績)	9 日	90 日
	量の見込み(延べ日数/年) 量の確保	14 日 1 か所	3日 2か所	施設2か所	38 日 2 か所
				里親 12 人	2 77-771
	放課後児童クラブ	(H25 実績)	(R2 実績)	(R3 実績)	
	量の見込み(実人数/年)	523 人	820 人	743 人	785 人
	量の確保 地域子育て支援拠点事業	740 人 (H25 実績)	875 人 (R2 実績)	915 人 (R3 実績)	905 人
	量の見込み(延べ利用日数/年)	1,927回/月平均	17,565 人日	16,243 人日	25, 788 人日
	量の確保	2 か所	4か所	4か所	4か所
	家族経営協定締結 (※4) の農家数	4 経営体	8 経営体	8 経営体	7 経営体
		44 経営体	57 経営体	60 経営体	53 経営体
	新規就農者数	(H26 年度末)	(R2 年度末)	(R3 年度末)	(R3 年度末)
基本	タ毎回際六法事業。の名加老料	1 (41 [	(R2 実績)	(R3 実績)	(R3 目標)
目標 5	各種国際交流事業への参加者数	1,641 人	1,026人	1,033 人	2,700人
		米国 知中と197			

- (※1) 3~5歳、幼児期の学校教育のみ(幼稚園、認定こども園)の認定を受けた子ども
- (※2) 3~5歳、保育の必要性あり(保育所、認定こども園)の認定を受けた子ども
- (※3) 0~2歳、保育の必要性あり(保育所、認定こども園、地域型保育事業)の認定を受けた子ども
- (※4) 家庭農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐いを持って経営に参画できる魅力的な 農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家 族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

# 審議会等の女性の登用 (令和3年4月1日現在)

	審議会等数	うち女性委員のい	委員総数	うち女性	女性の割合
		る審議会数	$(\mathcal{W})$	委員数(人)	(%)
広域の審議会を除く	17	13	221	65	29.4

No.	審議会名	設置根拠		うち女性の	女性の割合
INO.	<b>俄</b> 成云石	以巨似灰	委員数	委員数(人)	(%)
1		   民生委員法第五条	14	6	42.9
2	浜田市区上委員 II 原名 浜田市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	17	5	29.4
3	浜田市環境審議会	環境基本法第四十四条	19	1	5.3
4	社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	0	0	0
5	浜田市図書館協議会 「新田市図書館協議会	図書館法第十四条	0	0	0
6	浜田市行財政改革推進委員会	浜田市附属機関設置条例	0	0	0
7	浜田市男女共同参画推進委員会		9	5	55.6
8	浜田市現境清掃対策審議会 浜田市環境清掃対策審議会	"	10	7	70.0
9	浜田市教育支援委員会	"	0	0	0
10	(浜田市	"		<u> </u>	
11	浜田市学校給食審議会	"	13	6	46.2
12	浜田市英学金貸与審査委員会 「新田市奨学金貸与審査委員会	"	5	0	0.0
13	浜田市美術品等収集委員会	"	6	0	0.0
14	浜田市下水道審議会	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(事案発生時に委	
15	浜田市情報公開審査会 浜田市情報公開審査会	   浜田市情報公開条例	5	1	20.0
16	浜田市個人情報保護審議会 浜田市個人情報保護審議会	浜田市個人情報保護条例	5	1	20.0
17	浜田市個人情報保護審査会	浜田市個人情報保護条例	5	1	20.0
18	浜田市予防接種健康被害調査委員会	浜田市予防接種健康被害調査委員			20.0
10	(K) 山山 ] 例	会設置条例	5   1   2		20.0
19		浜田市資料館運営協議会条例	8	0	0.0
20	浜田市ひゃこるネット三隅放送番組	浜田市ケーブルテレビ施設条例	7	3	42.9
	審議会		'		14.0
21	(新聞名) (浜田市障害者等介護給付費等審査会	   浜田市障害者等介護給付費等審査	12	4	33.3
21	八百州平日日 5万 政府 17 英 5 田 五五	会条例	12		00.0
22		(浜田市自治区設置条例) (浜田市自治区設置条例)	75	24	32.0
23	浜田市名木保存審議会	浜田市名木保存条例	(事案発生時に委嘱)		
24	浜田市勤労青少年ホーム運営委員会	浜田市勤労青少年ホーム条例	条例廃止		~ + /F +/
25		弥栄村定住化推進に関する条例	条例廃止		
26	浜田市指定管理者選定委員会	浜田市の公の施設の指定管理者の	6	0	0
	NO 1714/2 FT FO/2 SAA	指定の手続き等に関する条例			
		11/C:> 1 //C (11-M1) 0 //N1	İ		

# 資料編

# 浜田市男女共同参画推進条例

平成17年10月1日 浜田市条例第32号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第7条―第9条)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条―第17条)

第4章 雑則 (第18条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が展開されてきたが、なお一層の努力が必要とされ、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとっての最重要課題と位置付けられている。

浜田市においても、国際社会や国、県の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきたが、社会のあらゆる分野において、性別による固定的かつ差別的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが強く残っており、男女平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行を始めとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、市民一人一人が生き生きと輝く、豊かで活力あるまちを築くためには、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合いながら多様な生き方を選ぶことができる社会を実現することが、緊要な課題である。

ここに、浜田市は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず 事業を行うものをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によって相手方を不快にさせ、その 者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその 者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を 発揮する機会が平等に確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康 と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の 自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定 的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを 基本として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として市又は民間の団体に おける政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本 として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、 家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会 生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行 われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを 考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。 (市の責務)
- 第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同 参画に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が 生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進する施策の実施に当たっては、国、県、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、 情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (市民の責務)
- 第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識 に基づく制度や慣行を見直すよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その活動に関し、男女共同参画 の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるととも に、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行う ことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行 為を行ってはならない。
  - (1) 性別による差別的取扱い
  - (2) セクシュアル・ハラスメント
  - (3) 男女間における暴力的行為

(被害者の保護)

第8条 市は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)からの前条第3号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、関係機関と連携を図りながら、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、 性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助 長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画推進計画)

- 第10条 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を広く反映させるよう努めるとともに、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、その策定し、及び実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第12条 市は、学校教育及び社会教育並びに保育所保育を通じて、人権尊重を基盤 とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう 必要な施策の策定及び実施に努めるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるように、広報活動 その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理等)

- 第14条 市長は、市が策定し、及び実施する施策に関する、男女共同参画について の市民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。
- 2 市長は、前項の規定に基づく処理に当たっては、浜田市男女共同参画推進委員会 の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、男女共同参画を阻害する行為についての市民又は事業者の相談に対し、 関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する ため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、施策の総合的な推進に資するため、毎年、男女共同参画の推進に 関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

第4章 雜則

(その他)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

#### 浜田市男女共同参画推進委員会規則

平成17年10月1日 規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規定に基づき、浜田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

(補欠委員の任期)

第3条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により、これを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。
- 2 会議の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第5条の第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

## 浜田市男女共同参画推進委員会委員

任期:令和2年4月1日~令和4年3月31日

	委員区分	氏名	備考		
1	識見者	福濱秀利	浜田商工会議所副会頭		
2	識見者	山 川 俊 二	石央商工会事務局長		
3	識見者	瀧口嘉輝(R2) 長元為利(R3)	社会教育委員		
4	識見者	小 林 明 子	島根県立大学准教授		
5	各種団体から推薦された者	村井勉	浜田人権擁護委員協議会		
6	各種団体から推薦された者	藤井 悠記子	石見ゆる女子会		
7	各種団体から推薦された者	鎌原ヤシヱ	浜田女性ネットワーク会員		
8	その他市長が必要と認める者	佐々木 富士子	公募		
9	その他市長が必要と認める者	植田由香理	公募		

#### 浜田市男女共同参画推進連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、浜田市における男女共同参画関係施策について、庁内関係部課相互の事務の緊密な連携を図るとともに施策を総合的かつ計画的に実施するため、浜田市男女共同参画推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。
  - (1) 男女共同参画関係施策についての総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
  - (2) 浜田市男女共同参画関係施策の連絡調整に関すること。
  - (3) 男女共同参画に関する職員の共通理解の定着及び庁内の男女共同参画の環境整備に関すること。
  - (4) その他男女共同参画関係施策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、地域政策部長をもって充てる。
- 3 副会長は、地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者及び、その他必要に応じて会長が指名する者をもって充てる。

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 連絡会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができ る。

(関係職員の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連絡会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

- 第7条 連絡会議の所掌事項を円滑に遂行するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループのメンバーは、委員の所属する部局に属する者の中

から会長が指名する者をもって組織し、グループリーダーは、人権同和教育 育発センター所長をもって充てる。

- 3 ワーキンググループの会議は、グループリーダーが召集し、その議長と なる。
- 4 グループリーダーは、ワーキンググループにおける審議の経過及び結果 を連絡会議に報告しなければならない。

(庶務)

- 第8条 連絡会議の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、会長 が別に定める。

附則

この要綱は、平成 15 年 9 月 4 日から施行する。 平成 17 年 10 月 1 日から施行する。 平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 平成 25 年 9 月 12 日から施行する。 平成 26 年 8 月 19 日から施行する。 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 平成 28 年 1 月 6 日から施行する。 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和4年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

区 分	職
会 長	地域政策部長
副会長	地域福祉課長
委員	防災安全課長 人事課長 政策企画課長 定住関係人口推進課長 健康医療対策課長 健康増進担 当課長 子ども・子育て支援課長 商工労働課長 農林振 興課長 水産振興課長 学校教育課長 まちづくり 社会教育課長 文化スポーツ課長

#### 浜田市男女共同参画に関する苦情処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜田市男女共同参画推進条例(平成17年浜田市条例 32号。以下「条例」という。)第14条に規定する苦情の処理等について 必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出対象者)

- 第2条 苦情を申し出のできる者(以下「申出者」という。)は、次の各号 のいずれかに該当する者とする。
  - (1)市内に住所を有する者
  - (2)市内に通勤し、又は通学している者
  - (3)市内で活動する者

(苦情の申出の方法)

第3条 苦情の申出は、浜田市男女共同参画苦情申出書(別記様式)により行うものとする。

(調査しない事項)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、 調査しないものとする。
  - (1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
  - (2) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)等の規定による不服申立て を行っている事項又は裁決等のあった事項
  - (3) 議会に請願又は陳情を行っている事項
  - (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和47年法律第113号)第13条に規定する紛争の解決の援助の対象 となる事項

(調査内容の通知)

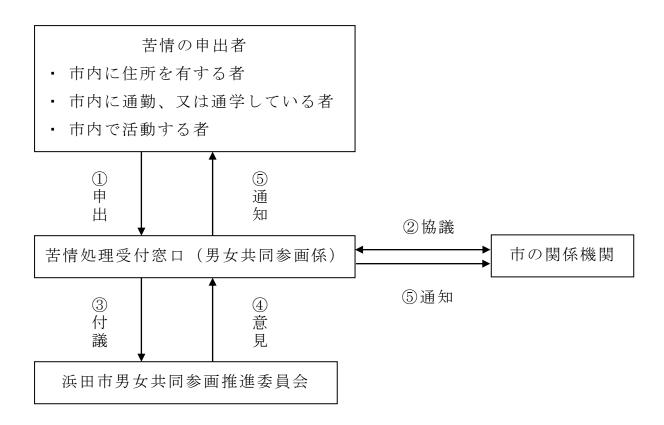
第5条 市長は、条例第14条第2項の規定により、浜田市男女共同参画推進 委員会の意見を聴いたときは、当該苦情の申出者及び市の関係機関に対し、 その内容を通知しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

### ★ 浜田市における苦情処理の仕組み ★



#### ※調査しない事項

- 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- ・ 行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 等の規定による不服申立て を行っている事項又は裁決等のあった事項
- 議会に請願又は陳情を行っている事項
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法 (昭和 47 年法律第 113 号) 第 13 条の紛争の解決の援助の対象となる事項

# 数値目標進捗及び実績表

(過去6年)

#### 男女共同参画推進計画 数値目標進捗及び実績表(過去6年)

	数値目標進捗及び実績表(過去6年)							,			
基本目標	項目	等)	目標値	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	【6年間の評価】	【第4次計画へ向けての考え】
	男女の地位の平等感 (家庭・職場・地域・学校・法律・社会通 念・就職の7分野の平均)	33.9%	40%	_	_	_	_	28. 00%	_	位」という意識が高く、未だに家庭・地域・職場において、性差に対する無意識の思	思い込みや決めつけを解消していく、植え付けないようにするという意識づくりや意識
1	人権啓発に関する研修会等を開催した公民館数	15館	26館	17館	19館	24館	22館	18館	18館	体等で実施する人権研修に指導主事を派遣し、相手方の希望に沿った人権課題を	高揚を図るため、あらゆる場で人権研修が
	DV防止法の認知度	67.7%	80%	_	_	_	_	70. 10%	_	策定時に比べ認知度は上がったものの、目標値には届かなかった要因は、正しい知識の啓発と周知方法に改善すべき点があったとように思う。 広報紙や市ホームページの掲載や講演会の開催を通じて広く市民に周知し、意識啓発を図る必要がある。	引き続き認知度向上に向けて努める。
9	男女共同参画基本法の認知度	58.4%	80%	_	_	_	_	66. 90%	_	策定時に比べ認知度は上がったものの、目標値には届かなかった要因は、情報提供と啓発の方法に改善するべき点があったように思う。 最終年度に、男女共同参画週間や関係団体の総会に男女共同参画基本法の啓発パネルを展示するなど周知の場を設けたが、各年このような啓発に取り組むべきだった。	女性活躍や男性の育児休暇の促進な ど、社会的にも男女共同参画への関心 は高まっている。 この機をとらえ。あらゆる場面、機会 において広く情報提供をしていきた い。
2	浜田市男女共同参画推進計画の認知度	29.8%	50%	_	_	_	_	37. 40%	_	策定時に比べ認知度は上がったものの、目標値には届かなかった要因は、情報提供と啓発の方法に改善するべき点があったように思う。 男女共同参画週間や関係団体の勉強会に男女共同参画推進計画のを学ぶ機会を設けるなど、啓発に取り組むべきだった。	女性活躍や男性の育児休暇の促進な ど、社会的にも男女共同参画への関心 は高まっている。 この機をとらえ、あらゆる場面、機会 において広く情報提供をしていきた い。
2	固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合	62.5%	75%	_	_	_	_	57. 40%	_	前回の意識実態調査の回答の選択肢に「どちらともいえない」「わからない」を設定しているため、単純な比較はできないが、前回に比べ数値は下がっており、目標値に達することができなかった。固定的役割分担意識の根深さを感じる。アンコンシャス・バイアスに関する意識啓発・理解促進の強化を図る必要がある。	性別や性差に関する固定的観念や偏見、アンコンシャス・バイアスの解消に向け、あらゆる場面、あらゆる年代に対し、固定的役割分担意識等を植え付けない、押し付けない、とらわれない取組に併せ、意識改革や理解促進を進めていきたい。
	審議会等への女性参画の率の増加	25.2%	40%	27.1%	29. 2%	26.6%	27. 4%	28.3%	29. 4%	りなかった感がある。委員就任の受諾その ものが困難となっている昨今、前任者の再 任退任、またはそれぞれの専門分野に女 性が少ない実態もあり、目標値には届かな かった。退任者が出た際に、適任者に女	目標値達成への取り組みに関して、熟慮していきたい。いずれにしても、多様な意見を反映させる観点からも性別が偏ることのがないよう、まずは女性委員ゼロの審議会をゼロにできるよう各部署と委員就任や審
3	女性のいる審議会等の比率	80.7%	100%	83. 3%	84. 0%	82. 6%	79. 2%	81.8%	71. 5%	だけるよう担当部署においても積極的に働	など、庁内一丸となって積極的に取り組め
	市の係長級以上職への女性の登用比率	14.0%	20%	14.6%	15. 2%	15. 8%	16. 3%	17. 9%	20. 4%	派遣し、育成や指導スキルを習得する機会を 提供した。また、若年層の段階から、キャリ	・幅広い業務の経験や能力の養成を意識した
	基本目標 1 2	基本目標     項目       男女の地位の平等感(家庭・職場・地域・学校・法律・社会通念・就職の7分野の平均)       人権啓発に関する研修会等を開催した公民解数       By 共同参画基本法の認知度       2       提出市男女共同参画推進計画の認知度       2       固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合       審議会等への女性参画の率の増加       女性のいる審議会等の比率	基本目標   項目	基本目標     頂目     (7020年 新聞 日報値)       男女の地位の平等感(家庭・職場・地域・学校・法律・社会通念・気味の7分野の平均)     33.9%     405       人権啓発に関する研修会等を開催した公民館数     15館     26館       DV防止法の認知度     67.7%     805       2     表共同参画基本法の認知度     58.4%     30%       2     展用市男女共同参画推進計画の認知度     29.8%     50%       2     固定的性別役割分程意識に否定的な人の割合     62.5%     75%       3     女性のいる審議会等の比率     80.7%     100%	基本日標         項目         中級28年 (家庭、 (家庭、 (家庭、 ) 別次の単位の平等感(家庭、職等・形域・学校・法律・社会連 2-3歳億の7分野の平均)         日標値 (家庭、 (家庭、 ) 別が (家庭、 ) 日が (家庭、 ) 日が (。 ) 日が (家庭、 ) 日が (。 ) 日が (家庭、 ) 日が (。 ) 日が	接触の対象性の対象性の対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を対象性を	図表の様性の対象のでは、現場・地域・学校・佐体・社会地域に対象を関係したが関係数	数字数   数点   数点   数点   数点   数点   数点   数点	基本日曜         独自         のできない。 動物を         日野他         早秋29年         平秋29年         平秋30年         会社です         会社です           月女の連絡ので事務(徳康・韓林・地域・学校・存作・社会型 23.5%         23.5%         40%         一         一         一         一         28.0%           1 28.0%         1 38         25億         17能         11増         23億         22億         18他           1 3 20億         1 3 20億         25.7%         20%         一         一         一         一         10.1%           2 20         2 20         25.7%         20%         一         一         一         一         一         10.1%           2 20         2 20         25.6%         20%         一         一         一         一         一         10.1%           2 20         2 20         25.6%         20%         一         一         一         一         20.0%         20<	本語	1

#### 男女共同参画推進計画 数値目標進捗及び実績表(過去6年)

男女共同麥圖?	推進計画	数値目標進捗及び実績表(過去6年)										
担当課	基本目標	項目	策定時 (H26年:意識調 等) 現状値	目標値	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	【6年間の評価】	【第4次計画へ向けての考え】
子ども・子育て支援課		1号認定子ども (※1) 量の見込み (実人数/年) 量の確保	(H25実績) 240人 730人	(H31目標) 257人 435人	(H28実績) 240人 390人	(H29実績) 183人 405人	(H30実績) 214人 420人	(R1実績) 195人 395人	(R2実績) 213人 285人	(R3実績) 200人 285人		引き続き子育て世帯のニーズに応じた 受け皿の確保に努める。
		2号認定子ども (※2) ・3号認定子ども (※3) 量の見込み (実人数/年) 量の確保	(H25実績) 1,989人 1,875人	(H31目標) 1,861人 1,955人	(H28実績) 1,869人 1,875人	(H29実績) 1,967人 1,980人	(H30実績) 1,932人 1,990人	(R1実績) 1,904人 1,935人	(R2実績) 1,977人 1,845人		子育て世帯のニーズに応じた受け皿を 確保することができた。	引き続き子育て世帯のニーズに応じた 受け皿の確保に努める。
	4	延長保育事業 量の見込み(実人数/年) 量の確保	(H25実績) 886人 886人	(H31目標) 527人 527人	(H28実績) 839人 839人	(H29実績) 793人 793人	(H30実績) 966人 966人	(R1実績) 628人 628人	(R2実績) 626人 626人		子育て世帯のニーズに応じた受け皿を 確保することができた。	引き続き子育て世帯のニーズに応じた 受け皿の確保に努める。
		病児・病後児保育 量の見込み (延べ日数/年) 量の確保	(H25実績) 433日 433日 433日	(H31目標) 664日 664日	(H28実績) 337日 337日	(H29実績) 124日 124日	(H30実績) 23日 23日	(R1実績) 23日 23日	(R2実績) 17日 17日	14日	平成29年度から病児保育事業を休止し、病後児保育事業のみの実施となったため、ニーズに応じた十分な受け皿の確保はできなかった。	令和4年1月から病児保育事業を再開 し、子育て世帯のニーズに応じた受け 皿の確保が可能となった。
		一時預かり事業(幼稚園在園者対象) 量の見込み(延べ人数/年) 量の確保	(H25) 実績 2,652日 2,652日	(H31目標) 10,227日 10,227日	(H28実績) 5, 225日 5, 225日	(H29実績) 5, 875日 5, 875日	(H30実績) 6, 402日 6, 402日	(R1実績) 9,700人日 9,700人日	(R2実績) 12, 259人日 12, 259人日	(R3実績) 11,817人日 11,817人日	子育て世帯のニーズに応じた受け皿を 確保することができた。	引き続き子育て世帯のニーズに応じた 受け皿の確保に努める。
		一時預かり事業(在園児対応型以外) 量の見込み(延べ人数/年) 量の確保	(H25実績) 1,613日 1,613日	(H31目標) 4,031日 4,031日	(H28実績) 1, 227日 1, 227日	(H29実績) 1, 983日 1, 983日	(H30実績) 1,569日 1,569日	(R1実績) 1,314人日 1,314人日	(R2実績) 920人日 920人日			引き続き子育て世帯のニーズに応じた 受け皿の確保に努める。
子ども・子育て支援課		子育て短期支援事業 量の見込み (延べ日数/年) 量の確保	(H25実績) 14日 1か所	(H31目標) 236日 2か所	(H28実績) 0日 2か所	(H29実績) 0日 2か所	(H29実績) 0日 2か所	(R1実績) 1日 2か所	(R2実績) 3日 2か所	(R2実績) 9日 施設2か所 里親12人	施設以外に里親を加え、ニーズに応じた受け皿の確保ができた。	引き続きニーズに応じた受け皿の確保 に努める。
	4	放課後児童クラブ 量の見込み (実人数/年) 量の確保	(H25実績) 523人 740人	(H31目標) 629人 780人	(H28実績) 710人 790人	(H29実績) 754人 825人	(H30実績) 809人 875人	(R1実績) 827人 875人	(R2実績) 820人 875人		児童クラブの新設・増設等により、必要な量を確保することができた。	引き続きニーズに対応できる量の確保 に努める。
		地域子育て支援拠点事業 量の見込み(延べ利用日数/年) 量の確保	(H25実績) 1,927回 2か所	(H31目標) 1,619回 2か所	(H28実績) 1,624人 2か所	(H29実績) 1, 980人 2か所	(H30実績) 1,712回 3か所	(R1実績) 19,515人日 4か所	(R2実績) 17,565人日 4か所		子育て世帯のニーズに応じた受け皿を 確保することができた。	引き続き子育て世帯のニーズに応じた 受け皿の確保に努める。
農林振興課	4	家族経営協定締結(※4)の農家数	4経営体	7経営体	5経営体	5経営体	7経営体	7経営体	8経営体	8経営体	締結経営体が増え、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できるようになりつつある。	引き続き、家族経営協定締結の要望に応じた支援を行う。
		新規就農者数	44経営体 (26年度末)	53経営体 (H33年度末)	50経営体 (H28年度末)	50経営体 (H29年度末)	56経営体 (H30年度末)	57経営体 (R1年度末)	57経営体 (R2年度末)	60経営体 (R3年度末)		新規就農者数の増加が男女共同参画社会の実 現にどのように結びついているかがわからな いため、計画に計上しない。

#### 里女井同参画推准計画 **数値日煙准揚及パ**掌續売(過去6年)

为人大问梦	叫作准引 阊	数個日保建物及の夫積衣(週本0年)										
担当課	基本目標	項目	策定時 (H26年:意識調 等) 現状値	目標値	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	【6年間の評価】	【第4次計画へ向けての考え】
定住関係人口推進課	5	各種国際交流事業への参加者数	1,641人	2, 100人	2,043人	2, 475人	2, 590人	2, 186人	1,026人	1,033人	策定時に比べ平成28年から令和元年にかけて 参加者数が増加したものの、令和2年以降は 新型コロナウイルス感染症の影響を受け海外 との往来ができなかったことや交流イベント の自粛により、目標値に届かなかった。ただ し完全に交流を辞めるのではなく、オンライ ンを活用するなど開催方法を工夫しながら事 業を継続することができた。	いるなか、海外友好都市等との交流を図ると ともに、多文化共生社会の実現に向けて当市 に住む外国人住民と地域住民との交流事業を 推進していきたい。

- (※1) 3~5歳、幼児期の学校教育のみ(幼稚園、認定こども園)の認定を受けた子ども (※2) 3~5歳、保育の必要性あり(保育所、認定こども園)の認定を受けた子ども (※3) 0~2歳、保育の必要性あり(保育所、認定こども園、地域型保育事業)の認定を受けた子ども (※4) 家庭農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐いを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指 し、営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。